

## 令和2年度常陸大宮市団体旅行誘致促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市外からの観光誘客等を促進するため、本市を訪れる団体旅行を実施する旅行者等に対し、団体旅行誘致促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付対象となる者及び事業並びにその額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助金の交付対象とはしない。

- (1) 本市からの補助金以外の助成金その他これに類する補助を受けて実施する団体旅行等
- (2) 国及び地方公共団体等が実施する会議又は研修
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体旅行等
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助金の上限等)

第3条 別表に掲げる団体旅行のうち、参加者募集に係る広告掲載を行い、ツアーの名称等が本市のPRに繋がると認められるものについては、別表に規定する補助金のほか、20,000円を補助金として交付する。

2 補助金(前項の規定による補助金を除く。次項において同じ。)の交付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

(1) 同一の事業者(同一の事業者であっても支店、営業所等が異なる場合は、それぞれ異なる事業者とみなす。次項において同じ。)による団体旅行 年間400,000円

(2) 同一の団体による合宿 年間200,000円

3 前項第1号の規定にかかわらず、同一の事業者が同一の行程で実施する団体旅行については、年間200,000円を補助金の上限とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の受けようとする者は、団体旅行誘致促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、実施日の10日前までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、団体旅行誘致促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請した者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、団体旅行誘致促進事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更等の申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の可否を決定し、団体旅行誘致促進事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により当該申請した者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月30日のいずれか早い日までに、団体旅行誘致促進事業補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、団体旅行誘致促進事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、前条の規定による通知があったときは、団体旅行誘致促進事業補助金交付請求書(様式第7号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が取消し相当であると認める事由があったとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

交付対象者	交付対象事業	補助金の額
旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けたものをいう。）	市が指定する行程を実施する団体旅行	参加者10名以上19名以下の場合50,000円
	市外を出発地として、市内の観光施設を3箇所※以上訪れ、又は市内で開催されるイベント等（祇園祭、鷺子祇園祭、西塩子の回り舞台等）に訪れ、かつ、市内に所在する旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項までに規定する宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に宿泊する団体旅行	参加者20名以上の場合100,000円
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）の児童、生徒及び学生並びにその監督者で組織される文化・スポーツに関する活動を行う団体であって、当該学校の定めるところによりその活動が認められている団体又は市長が認める団体	文化・スポーツ技術の向上を目的として、市内の文化・スポーツ施設を使用し、市内に所在する宿泊施設に宿泊する合宿であって、当該日程において市内の観光施設を1箇所以上訪れるもの	参加者10名以上19名以下の場合50,000円  参加者20名以上の場合100,000円

※ 市の指定する体験型の観光を1箇所以上含むものとする。